

臨時開庁での取扱業務一覧

課 名	取扱業務
市民課	・住民異動届(転入、転居、転出、世帯変更など)の受付 ・戸籍届の受付 ・印鑑登録申請の受付、登録証の交付 ・住民票(広域交付除く)、印鑑登録証明書、戸籍証明などの交付 ・マイナンバーカードの申請、交付
地域福祉課	・住民異動届・戸籍届にともなう障がい者手帳、障がい者手当、各種支援サービスに関する手続き
高齢介護課	・住民異動届・戸籍届にともなう被保険者資格の取得、喪失などの手続き ・住民異動にともなう要介護認定に関する手続き
国保年金課	・住民異動届・戸籍届にともなう国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、子ども医療、心身障がい者医療、母子・父子家庭等医療の手続き
学校教育課	・住民異動届にともなう学区変更などの手続き
(※1) 子育て支援課	・住民異動届・戸籍届にともなう児童手当、母子手当などに関する手続き

(※1)子育て支援課は令和4年度より子ども育成課となります。

※その他の業務、他の市区町村などへの確認が必要な業務は、受け付けできない場合がありますので、事前に担当課へお問い合わせください。

3月27日(日)と4月3日(日)に住所変更の手続きなど
のため市役所を臨時開庁します

窓口が混雑する春先、引っ越しや婚姻などの住民異動にともなう手続きが、休日にもできるように市民課を始め6課で臨時開庁します。

日時 3月27日(日)、4月3日(日)
8時30分～12時

場所 市役所1階・2階
取扱業務

転入・転出・転居など住民異動にともなう業務(左表参照)

問い合わせ
市民課 ☎84-0632



本人通知制度を
導入します

令和4年3月1日から代理人や第三者に住民票の写しや戸籍謄本などを交付した場合、事前に登録をした方に対して交付したことをお知らせする制度です。

手続き

本人通知を希望される方は、事前に登録が必要です。本人が官公庁発行の身分証明書(マイナンバーカード等)をお持ちのうえ、市民課で手続きをしてください。

通知までの流れ

- ①事前に窓口で登録手続きをする。
- ②代理人又は第三者から登録した本人に関する住民票の写し等が請求される。
- ③代理人又は第三者に住民票の写し等を交付する。
- ④代理人又は第三者から住民票の写し等を交付した事実を通知する。

その他

住民票の写し等を取得した第三者の個人情報開示できませんのでご注意ください。

問い合わせ

市民課 ☎84-0632



証明書の取得は
お得なコンビニで

令和5年3月31日まで、引き続きコンビニを利用した証明書手数料を1通200円から100円に引き下げます。

窓口が混雑する3月や4月はコンビニ交付がおすすめです。

※コンビニ交付サービスを利用するにはマイナンバーカードが必要です。コンビニに設置のマルチコピー機を利用し、4桁の暗証番号を入力することで証明書が取得できます。

コンビニで取得できる証明書

証明書	手数料
住民票の写し	1通100円
印鑑登録証明書	1通100円
所得・課税証明書	1通100円
戸籍証明書(謄本・抄本)	1通450円
戸籍の附票	1通100円

※戸籍証明書(謄本・抄本)の手数料は窓口と同一です。

問い合わせ

市民課 ☎84-0632

